

## 民生委員・児童委員及び保護司の選任に係る地域の負担軽減に関する意見書

現在、多くの地域の方々が、自治会の役員や消防団員、民生委員・児童委員、保護司等として、社会福祉の増進や地域社会の安定のための活動を行っている。いずれの職も安全・安心な地域社会の維持に資するなど、その活動への期待と役割は大きなものとなっている一方で、その業務量の多さや活動に伴う不安や負担が大きいこと等により、近年、担い手不足が喫緊の課題となっている。

特に、民生委員・児童委員、保護司については、それぞれ厚生労働大臣や法務大臣の委嘱を受けた非常勤の公務員であるものの、多くの現職の方々が再任を重ねており広く公平に多様な層から担い手を確保することを求める声もあるほか、その選任手続は地域任せで負担が大きくなっている。一方で非常勤の公務員である裁判員は、公平性が保たれるよう選挙人名簿から無作為に抽出された候補者の中から裁判所が選任しており、比較的地域に負担を強いることのない制度となっている。そのような状況を踏まえ、民生委員・児童委員や保護司においても、現職の方々の再任に頼るのみではなく幅広い層の地域住民から公平に選任される手続の在り方を検討し、その選任に係る地域の負担も軽減すべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、民生委員・児童委員や保護司の選任の在り方について、地域任せにするのではなく国による関与を増やすなど、幅広い層からの担い手を確保するとともに地域の負担を軽減する仕組みを早急に検討するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣

宛（各 通）